

○中間市空き家バンク制度要綱

平成27年3月31日告示第53号

改正

平成29年3月31日告示第84号

中間市空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間市における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）を有効活用し、市外居住者と市民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする中間市空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地であって、中間市内に存在するものをいう。ただし、現に賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び空き家バンク登録カード（別記第2号様式。次条において「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳に登録しないものとする。

- (1) 登録の申込みに係る建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地が、第2条第1号の要件を満たしていない場合
- (2) 登録の申込みを行った者（以下「申込者」という。）が、第2条第2号の要件を満たしていない場合
- (3) 登録の申込みに係る建物について、老朽化が著しい場合又は大規模な修繕が必要な場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が空き家バンク登録台帳への登録が適当でないことを認めた場合

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（別記第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、空き家バンクの登録ができないものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で空き家バンク登録台帳に登録されることが適当と認めるものがあるときは、当該空き家等の所有者等に対して空き家バンク登録台帳への登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録完了通知書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届（別記第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から3年を経過したとき又は登録者から空き家バンク登録取消願書（別記第5号様式）の提出があったときは、当該空き家等を空き家バンク登録台帳から削除するとともに、空き家バンク登録取消通知（別記第6号様式）により当該空き家等に係る登録者に通知するものとする。ただし、再登録はできるものとする。

（利用登録）

第7条 次の各号のいずれかの要件を満たす利用希望者は、空き家バンクを利用しようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、利用希望者が暴力団員であるときは、利用登録ができないものとする。

（1） 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、中間市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協働して生活できる者

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（別記第8号様式）により当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けた申込者（以下「利用登録者」という。）に対し、空き家バンク登録台帳に登録された情報のうち必要なものを提供することができる。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第2項の規定により登録の通知を受けた申込者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書（別記第9号様式）により市長に届け出なければならない

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録台帳から削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記第10号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

（1） 第7条第1項に規定する要件を欠くと認められるとき。

- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録取消の届出があったとき。
- (5) 利用登録から3年を経過したとき。ただし、この期間の経過前に改めて登録の申込みを行った場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約等については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第2項の規定による空き家バンク登録台帳及び第7条第3項の規定による空き家バンク利用登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、中間市個人情報保護条例(平成18年中間市条例第21号)に定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、中間市空き家バンク制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第84号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。